医療情報・システム基盤整備体制充実加算		特例措置期間 （2023年４月～12月）
初診	マイナンバーカードを利用しない場合	6点
	マイナンバーカードを利用する場合	2点
再診	マイナンバーカードを利用しない場合	2点